

お客さま各位



2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立の受付停止について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、島田掛川信用金庫では、手形・小切手の電子化に向けた取組として、2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立の受付を停止いたします。

手形・小切手に関しましては、政府より公表された成長戦略実行計画に「2026年度末までに約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化を図る」ことが盛り込まれており、金融機関では「電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げております。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 受付停止日 2025年2月3日（月）

2. 取扱内容

2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付の小切手も含みます）について、期日管理を行う代金取立および手形割引の受付を停止します。

該当する手形をお持ちのお客さまは、2025年1月31日（金）までにお取引店にお持ち込みください。

【電子的な決済方法への移行推奨】

2021年6月に政府から公表された「成長戦略実行計画」を受け、当金庫では電子的な決済方法として「でんさい」や「インターネットサービスによる振込」への移行を推奨しております。是非ともご検討いただけますようお願い申し上げます。

ご不明な点は、営業店窓口までお問い合わせください。

以上